第八章　厚生労働省関係

（児童福祉法施行令及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正）

第三十八条　次に掲げる政令の規定中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十七条第二項」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項」に改める。

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第四十四条の七

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十九条

（検疫法施行令の一部改正）

第三十九条　検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の四中「第十六条の二第六項」を「第十六条の二第四項」に改める。

（社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令の一部改正）

第四十条　社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第三条第二号」を「第三条第一項第二号」に改める。

第二条第一項中「の各号」を削り、同項第一号及び第二号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第八号及び第九号中「氏名及び住所」の下に「又は居所」を加え、同項に次の一号を加える。

十一　法第四条第一項の期間又は法第三十二条第一項若しくは第二項の期間の経過後に審査請求又は再審査請求をする場合においては、法第四条第一項ただし書（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する正当な事由

第二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「住所」の下に「又は居所」を加え、同項第三号中「第九号まで」の下に「及び第十一号」を加える。

第六条の二中「審査会」を「社会保険審査会（以下「審査会」という。）」に、「再審査請求を」を「再審査請求の手続を」に改める。

第七条第三項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第三号、第四号及び第八号中「住所」の下に「又は居所」を加える。

第八条を次のように改める。

（通話者等の確認）

第八条　審査官又は審査会は、法第十一条の二第二項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

第八条の次に次の五条を加える。

（交付の求め）

第八条の二　法第十一条の三第一項（法第四十四条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　交付に係る法第十一条の三第一項に規定する文書（以下「対象文書」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二　対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次条各号に掲げる交付の方法をいう。）

三　対象文書又は対象電磁的記録について第八条の六に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

（交付の方法）

第八条の三　法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一　対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

三　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。）第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

（手数料の額等）

第八条の四　法第十一条の三第四項（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により納付しなければならない手数料（以下第八条の六までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法　用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二　前条第三号に掲げる交付の方法　同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2　手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二　管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

（手数料の減免）

第八条の五　審査官又は審査会は、法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人若しくは法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者以外の利害関係人又は当事者（原処分をした保険者を除く。）（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十一条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十一条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官又は審査会に提出しなければならない。

3　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

（送付による交付）

第八条の六　法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

第九条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「住所」の下に「又は居所」を加える。